

資料3 廃棄物処理事業に係るPFIなどの事例

1 廃棄物処理事業に係るPFI事例

廃棄物処理事業に係るPFI事業の事例を以下に示す。

表18 PFI事業の事例

No.	案件名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	事業期間		事業形態	選定方法	平成17年1月現在 現状
						建設期間	運営期間			
1	留辺蘿町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業	留辺蘿町ほか2町一般廃棄物広域処理推進協議会(北海道)	最終処分場	約71,000m ³	一般廃棄物	H14.8～H16.3	17年間	BOT	総合評価型一般競争入札	稼働中
2	資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	倉敷市(岡山県)	ガス化溶融施設(一廃303t/d+産廃252t/d)	555t/d	一般廃棄物 産業廃棄物	H15.4～H17.3	20年間	B00	2段階選抜方式	建設期間
3	彩の国資源循環工場整備事業	埼玉県	ガス化溶融施設	450t/d	産業廃棄物	H16.5～H18.9	20年間	B00	公募型プロポーザル	建設期間
4	大館周辺広域市町村圏組合・ごみ処理事業	大館周辺広域市町村圏組合(秋田県)	焼却溶融施設	90t/d	一般廃棄物	H15.10～H17.06	15年間	B00	総合評価型一般競争入札	建設期間
5	(仮称)新リサイクルセンター整備等事業	田原町、赤羽根町、渥美町(愛知県)	ごみ圆形燃料化施設	60t/d	一般廃棄物	H15.4～H17.3	15年間	BOT	公募型プロポーザル	建設期間
6	長泉町一般廃棄物最終処分場(仮称)整備・運営事業	長泉町(静岡県)	最終処分場	約40,000m ³	一般廃棄物	H16.4～H18.3	15年間	BOT	総合評価型一般競争入札	建設期間
7	名古屋市鳴海工場整備運営事業	名古屋市(愛知県)	ガス化溶融施設	450t/d	一般廃棄物	H17.4～H21.6	20年間	BTO	総合評価型一般競争入札	入札説明書等公表
8	益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業	益田地区広域市町村圏組合(島根県)	焼却溶融施設	70t/d	一般廃棄物	H17.4～H20.4	15年間	BOT	総合評価型一般競争入札	実施方針・要求水準書公表
9	稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業	稚内市(北海道)	最終処分場	約28,700m ³	一般廃棄物	H17.10～H19.9	10年間	BTO	総合評価型一般競争入札	選定結果等公表
10	堺市資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	堺市(大阪府)	焼却溶融施設	450t/d	一般廃棄物	H19.12～H23.3	20年間	BTO	公募型プロポーザル	実施方針公表

2 その他の民活事例

表 19 公設民営の事例

No.	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	事業期間		事業形態	選定方法	現状
					建設期間	運営期間			
1	西胆振廃棄物処理広域連合（北海道）	ガス化溶融施設	210t/d	一般廃棄物	H13.1～H15.3	18年間	DBO	技術評価とコスト評価による2段階評価	稼働中
2	浜松市（静岡県）	焼却溶融施設	450t/d(最大)	一般廃棄物	H17.6～H21.3	15年間	DBO	公募型プロポーザル	募集要項等公表
3	福島市（福島県）	焼却溶融施設	220t/d	一般廃棄物	H18.1～H20.3	20年間	DBO	2段階選抜+総合評価一般競争入札	実施方針の公表
4	石川北部アール・ディー・エフ広域処理組合（石川県）	ごみ固形燃料利用施設	160t/d	一般廃棄物	—	15年間	長期運営委託	随意契約	稼働中
5	高松地区広域市町村圏振興事務組合（香川県）	ガス化溶融施設、最終処分場、リサイクルプラザ	300t/d	一般廃棄物	—	15年6ヶ月間	長期運営委託	総合評価型一般競争入札	稼働中
6	柏市（千葉県）	焼却溶融施設	250t/d	一般廃棄物	—	20年間	長期運営委託	2段階選抜方式	実施方針の公表

表 20 その他の方程式の事例

No.	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	事業期間		選定方法	現状
					建設期間	運営期間		
1	釧路広域連合*（北海道）	ガス化溶融施設	240t/d	一般廃棄物	H15.10～H18.3	—	—	建設期間

*運営方式は未定

表 21 第3セクター方式の事例

No.	名称	施設の種類	施設規模	受入対象物	事業期間		事業形態
					建設期間	運営期間	
1	かずさクリーンシステム（木更津市、君津市、豊津市、袖ヶ浦市）（千葉県）	ガス化溶融施設	200/t日	一般廃棄物	H12.2～H14.4	20年間	第3セクター(PFI手法)
2	福山リサイクル発電	RDF施設	314t/日	一般廃棄物	～H16.3	15年間	第3セクター
3	大牟田リサイクル発電	RDF施設	315t/日	一般廃棄物	～H14.12	15年間	第3セクター

資料4 民間活力導入事例（倉敷市、木更津市など4市共同）

廃棄物処理事業におけるPFI手法の導入は近年増加しているものの、すべての施設において十分な実績を上げている訳ではない。そこで、近年のPFI手法導入事例の中で、民間活力導入の事例として特に参考となると考えられる施設について紹介する。

1 倉敷市：資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス（株））

（1）焼却施設の概要

倉敷市は一般廃棄物と産業廃棄物の混合焼却炉を民間所有のBOO方式で整備しており、PFI契約では、一般廃棄物1トン当たりの処理委託単価22,550円で合意している。この事例は混合処理によるスケールメリット、焼却物の熱カロリー調整などの安全性や経済性に優れている。現在、建設工事が竣工し、平成17年4月の供用開始に向けて試運転中である。

表22 施設の概要

名称	水島エコワークス（株）（倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設）
場所	倉敷市水島川崎通1（工業地帯の先端。市街地から数km。）
面積	4ヘクタール（JFEスティール㈱の所有地）
建設費	約200億円（民間による資金調達）
仕様・能力	サーモセレクト方式ガス化溶融炉 日量555トン（185トン×3炉）
所有・経営	水島エコワークス㈱（特別目的会社 資本金23億円）

（2）事業条件及び事業概要

1) 混焼施設の規模及び方式

募集要項では、一般廃棄物（可燃ごみ、焼却灰、下水汚泥）を日量300トン、産業廃棄物をその2／3以上で一般廃棄物の処理量以下とした。結果は、一般廃棄物303トン、産業廃棄物252トン、合計555トンである。処理方式は、他の焼却炉から排出された焼却灰の溶融機能を持たせるため、ガス化溶融方式に限定した。

2) 混合処理の経済性

混合処理の目的は、「規模拡大によるスケールメリット」と、焼却灰、下水汚泥の投入（ごみ質低下）をカバーする「補助燃料材としての産業廃棄物の活用」である。結果としては、一般廃棄物の1トン当たりの処理委託単価22,550円で合意し、この委託料を搬入量に応じて支払うこととなり、倉敷市では、これ以外の補助金や後年度負担は一切しない。

全く同じ施設を市が直営で実施した場合に比べたVFMは11.06%である。し

かしながら、市が一般廃棄物のみを直営で実施した場合と比べると、さらに次のような利点がある。

サーモセレクト方式では溶融スラグが100% JFEルートで再資源化されるため、最終処分費が不要である（倉敷市の自己処分場コストごみ1tあたり1万円）。

他施設から排出する焼却灰の溶融コスト及び下水汚泥を焼却する助燃剤コストが不要である。

3) PFI整備の方法

PFIの整備方式としては、すべての施設を民間が所有・経営する「BOO方式」である。ただし、一般廃棄物は倉敷市が廃棄物供給と支払いを保証する「サービス購入型」、産業廃棄物は民間による「独立採算型」である。

4) 事業用地の条件

募集要項では、水島臨海工業地帯で事業を行うこととし、市有地2ヘクタール又は提案企業が用意する用地のいずれでも可能とした。結果は、水島臨海工業地帯にJFEスティール㈱が所有する用地となった。

5) 国庫補助及び無利子融資の活用

募集要項では、一般廃棄物部分の建設コストを下げるため、環境省補助及び政策投資銀行の無利子融資の活用を条件とした。

2 木更津市など4市共同：(株) かずさクリーンシステム

(1) 事業形態

主な出資構成は新日鐵49%、4市36%であるが、所有権は第三セクターである㈱かずさクリーンシステムである。出資主体は民間であるが、株の1/3以上を官が抑えているので民間で独自の運営はできないようになっている。また、官民の連携による事業を円滑に進めるために、第3セクター、その出資者（4市、民間企業）、千葉県による運営連絡協議会が設置されており、同社の事業計画、受託料について決定する等、事業運営をチェックする機能を担保している。今後、第2期工事として施設の増設を予定している。

(2) 対象廃棄物

対象廃棄物は、4市から発生する一般廃棄物及び4市が条例により受け入れている産業廃棄物である。しかし、産業廃棄物は条例に指定されて市が許可したもののみであり、主には紙くずであるが現在はほとんど受け入れていない状況である。

表23 対象廃棄物

	木更津市、君津市、袖ヶ浦市	富津市
第1期	焼却灰全量 不燃残さ全量 可燃ごみの一部 し尿・浄化槽汚泥	資源回収分を除く全量 し尿・浄化槽汚泥
第2期※	資源回収分を除く全量 し尿・浄化槽汚泥	

(施設のパンフレットより)

※第2期工事として250t/日の規模の施設を増設予定（平成18年竣工予定）。

(3) その他

溶融スラグはアスファルト合材およびコンクリート2次製品として全量（平成15年度実績：約1万3千t/年）利用されている状況である。

資料5 PFI法、方針、通知等

1 PFIに係る法制度

国では、施策の基本法となる「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」という。)を施行し、法に基づく基本的考え方として「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(以下、「PFI基本方針」という。)を定めている。また、PFI法、PFI基本方針では実際の事業の詳細を定めていないことから、実務上の指針となる5つのガイドラインを定めている。

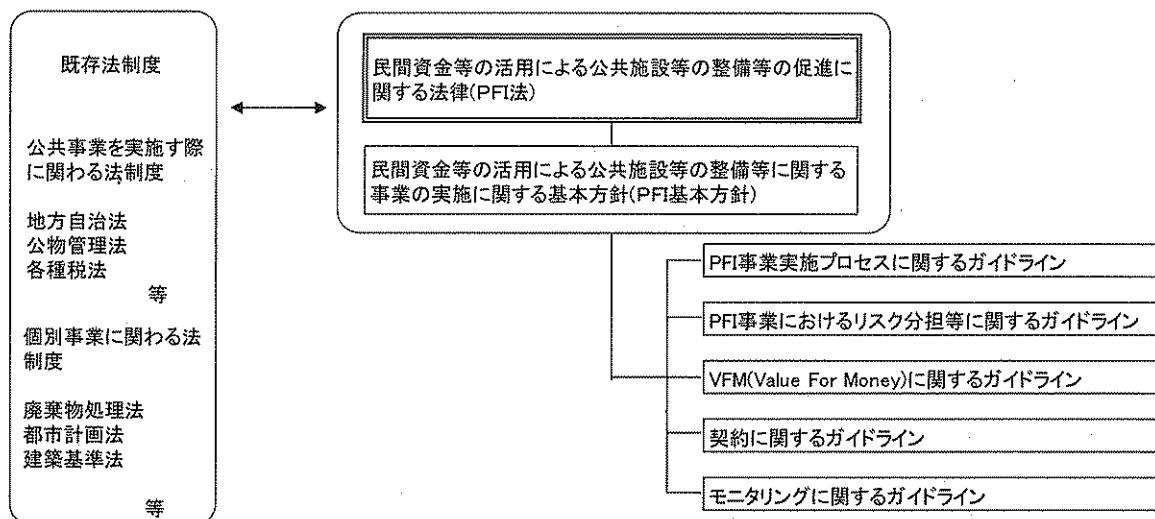


図11 PFIに係る法制度と既存法制度の関係

図11に示すとおりPFI法は、既存法制度の「上位法」ではないため、事業実施時には現行法制度との調整等が別途必要になる。また、各ガイドラインでは、実際の事業に関する事項について述べているが、法的拘束力がないことに注意する必要がある。

(1) PFI法

我が国では、PFI導入・促進のため、平成11年7月に「PFI法」が制定され、同年9月より施行された。概要を表24に示す。

本法は、PFIを実施する際の概念を示した法であり、プロセス等を詳細に規定しているものではない。

表24 PFI法の概要

目的(第1条)	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置を講ずる等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。
定義(第2条)	<p>①「公共施設等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設…道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等 ○公用施設…庁舎、宿舎等 ○公営住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等) ○情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設及び研究施設 ○これらの施設に準ずる施設として政令で定めるもの <p>②「特定事業」</p> <p>公共施設等の整備等に関する事業で、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により効率的・効果的に実施されるもの。</p> <p>③「公共施設等の管理者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等の管理者である各省各府の長又は特定事業を所管する大臣 ○公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長 ○公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人 <p>④「選定事業」</p> <p>公共施設等の管理者等が基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認めて選定した特定事業</p> <p>⑤「選定事業者」</p> <p>選定事業を実施する者として選定された者。</p>
基本理念(第3条)	<p>①公共施設等の整備等に関する事業は、官民の適切な役割分担、財政資金の効率的使用の観点を踏まえ、事業収益等により費用を支弁することが可能である等の理由から民間事業者が行うことが適切なものは、その実施を民間事業者にゆだねる。</p> <p>②特定事業は、官民の責任分担の明確化、収益性の確保とともに、国等の民間事業者への関与を必要最小限とし民間事業者の技術及び経営資源、創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対し提供されることを旨とする。</p>
基本方針(第4条)	<p>①基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項 ○民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項 ○民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項 ○法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項 ○その他特定事業の実施に関する基本的な事項 <p>②内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、各省各府の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。</p>
実施方針(第5条)	<p>①公共施設等の管理者等は、特定事業の選定等を行おうとするときは、実施方針を定める。</p> <p>②実施方針は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定事業の選定に関する事項 ○民間事業者の募集及び選定に関する事項 ○民間事業者の責任の明確化等事業の適正・確実な実施の確保に関する事項 ○公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 ○事業計画又は協定の解釈につき疑義が生じた場合の措置に関する事項 ○事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項 ○法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ○その他特定事業の実施に関し必要な事項
特定事業、民間事業者の選定等(第6条～第10条)	<p>①公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切な特定事業を選定する。</p> <p>②公共施設等の管理者等は、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定する。</p> <p>③選定された民間事業者は本来公共施設等の管理者等が行う事業を行う。</p> <p>④選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人である場合には、選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業計画又は協定に公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。</p>
支援措置(第11条～第20条)	<p>①国庫債務負担行為による支出年限を30箇年度以内とする。</p> <p>②国・地方公共団体は、それぞれ国有財産又は公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。</p> <p>③国は、選定事業のうち特に公共性の高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。</p> <p>④国・地方公共団体は、資金の確保等、地方債について特別の配慮に努める。</p> <p>⑤土地の取得等について適切な配慮が行われるものとする。</p> <p>⑥国及び地方公共団体は、基本方針及び実施方針に照らし、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行う。</p> <p>⑦国及び地方公共団体は、特定事業実施のため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げないような規制の撤廃又は緩和を推進する。</p> <p>⑧選定事業者が不動産を取得した場合で当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社等に損失が生じたときは、当該会社は、損失額を繰延資産として整理することができる。</p>
民間資金等活用事業推進委員会(第21条・第22条)	<p>①内閣府に、「民間資金等活用事業推進委員会」を置く。委員会は、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。</p> <p>②委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員9人で組織する。</p>

(2) PFI 基本方針

平成12年3月、PFI法第4条に基づき内閣総理大臣による「PFI基本方針」が公表され、PFIの5原則（公共性の原則、民間経営資源活用の原則、効率性の原則、公平性の原則、透明性の原則）、3主義（客観主義、契約主義、独立主義）について政府の考え方が示された。これらは法的拘束力を有するものではないが、我が国におけるPFI推進にあたり、PFI本来の目的を達成する上での基本的考え方となっている。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針」

『民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。さらに、PFI事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施をPFI事業として民間事業者にゆだねることが望まれる。』

「平成12年3月13日総理府告示第十一号民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 前文」より抜粋

表25 『PFI事業の5原則3主義』について

■ 5原則	
公共性原則	公共性のある事業であること
民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していること
効率性原則	民間事業者の創意工夫により効率的かつ効果的に実施していること
公平性原則	特定事業の選定及び民間事業者の選定において公平性が担保されていること
透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されていること

■ 3主義	
客観主義	PFI事業実施の各段階において評価決定の際の客観性を確保する
契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意を明文化することにより、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確化する
独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性を確保する

(3) PFIに関するガイドライン

PFI法、PFI基本方針は、それぞれ概念や考え方を示すものであり、PFIに関する詳細を規定するものではないため、実際に事業を行うには困難が予想される。これまでに5つのガイドラインが公表されており、以下にその概要を示す。

表26 PFIに関するガイドラインの概要

N.O.	名称	概要	公表年月
1	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	PFI事業の実施に関する一連の手続きについて、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点について示している。	平成13年1月
2	PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	PFI事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示している。	平成13年1月
3	VFM(Value For Money)に関するガイドライン	特定事業の選定等に当たって行われるVFMの評価について解説している。	平成13年7月
4	契約に関するガイドライン —PFI事業契約における留意事項について—	国がPFI法第10条第1項に定める協定、直接協定及び基本協定の締結にかかる検討を行う上での実務上の指針の1つとして、ガイドライン作成時までに公表されている我が国のPFI事業契約等の規定内容などを踏まえ、多くのPFI事業契約において規定が置かれることが想定される事項毎に、主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説している。	平成15年6月
5	モニタリングに関するガイドライン	PFI事業においてモニタリング(監視)を検討する上での留意事項等を示している。	平成15年6月

2 VFM (Value for Money)

VFM（バリューフォーマネー、Value for Money）は、PFIにおいて最も重要な考え方であり、PFI導入によりもたらされる公共セクターの経済的メリット（財政負担上のメリット）を、従来の公共事業との比較において検証することを意味している。

従来の公共事業の発注方式では、施設の基本・実施設計、施設整備、あるいは施設運営等の各段階で、それぞれ競争入札を実施することによる事業費の低減を図っている。これは設計、建設、運営の各段階でそれぞれ独立した業務としてのベスト・バリュー獲得を目的とするものである。業務の発注にあたっては、事業の安全な実施に主眼を置き、公共セクターが施設等の仕様を定める「仕様発注」を行っている。

一方、PFI事業では、施設の設計・建設及び運営を同一の事業者に行わせることによって、設計・建設から運営までを含むLCC（ライフサイクルコスト、Life Cycle Cost）ベースでの事業費の低減を図るものである。業務の発注は、民間事業の技術、情報、事業ノウハウの活用により施設運用の効率化を図り、施設配置の変更や新規技術を取り入れ、建設費、運転管理費用等の縮減を図ることを目的として、公共セクターが最低限必要と考えられる項目（施設等の備えるべき機能）のみを示す「性能発注」が想定されている。

VFMの検討は、公共セクターの費用負担額を、上記のそれぞれの考え方に基づき、公共事業として整備した場合とPFI事業として整備した場合において、初期投資部分（施設等の設計、整備費用）、事業期間全般に亘る運営費用及び維持管理・修繕費用を含むLCCベースでの比較を行うものである。

この比較には資金調達費用を含み、さらに事業に伴う「リスク」を想定の上、統計的に定量化したもの費用として加味する。

公共事業では、公共セクターは事業に係る「リスク」を自ら負う。PFIでは、これら事業リスクを民間事業者に適切に分担させることにより、公共セクターはリスクが万一顕在化した場合の費用負担を低減することができ、一方、民間事業者は適切なリスクを引き受けることにより収益を得ることになる。

図12は、公共セクターの観点からのVFMの概念を示しているが、PFIへの参加者は公共セクター、民間事業者、金融機関があり、それぞれ事業参加の目的は異なる。

公共セクターは、PFI導入により低廉な施設整備、運営・維持管理、住民への質の高い公共サービスの提供、財政の効率的運用等を目的としているのに対して、民間事業者は事業を実施することによる収益機会の確保が主たる目的となる。

また金融機関は民間事業者に対する融資債権の保全、リスク／リターンの観点からみた適切な水準の利息収入を目的としている。

公共セクターが民間事業者に著しく低廉な費用で高い要求水準を求めた場合、民間事業者は収益機会を逸する可能性が生じ、最悪の場合は事業期間途中に破綻する可能性もある。事業収益は金融機関からの借入の返済原資となるため、金融機関の債権保全にも悪影響を及ぼすこととなり、金融機関が融資に応じない可能性も生じる。また、金融機関が民間事業者に対して求める金利の水準によっては、民間事業者は収益を確保できず、公共セクターが事業の破綻を防止するため、すなわち公共サービスの中止を阻止するため、何らかの形で資金的負担を行わなければならないことも考えられる。

この観点からVFMを定義する場合、図13の通り3者の利害関係が共通する部分がVFM成立範囲となる。

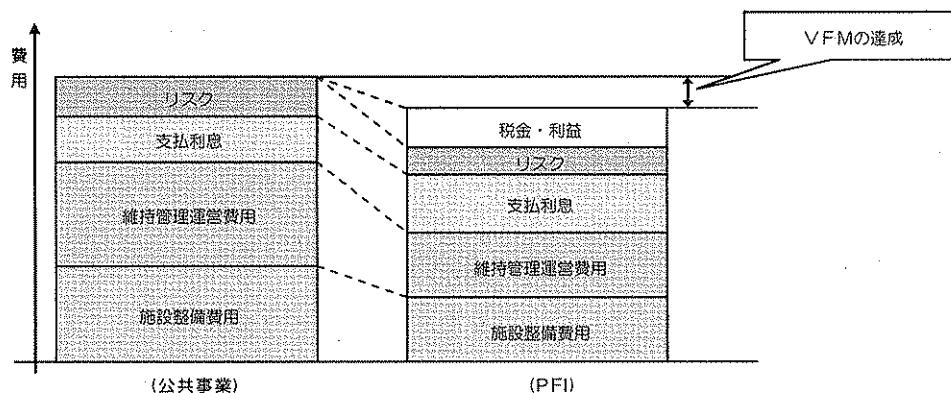


図12 VFMの概念

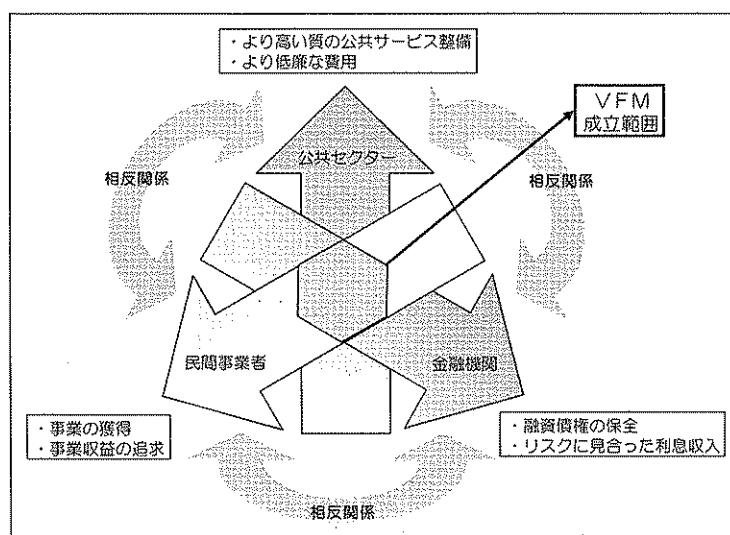


図13 PFI事業参加者の利害関係から見たVFMの概念

3 PFI事業化プロセス

内閣府が公表している「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」では、PFI事業化プロセスを次のように想定している。

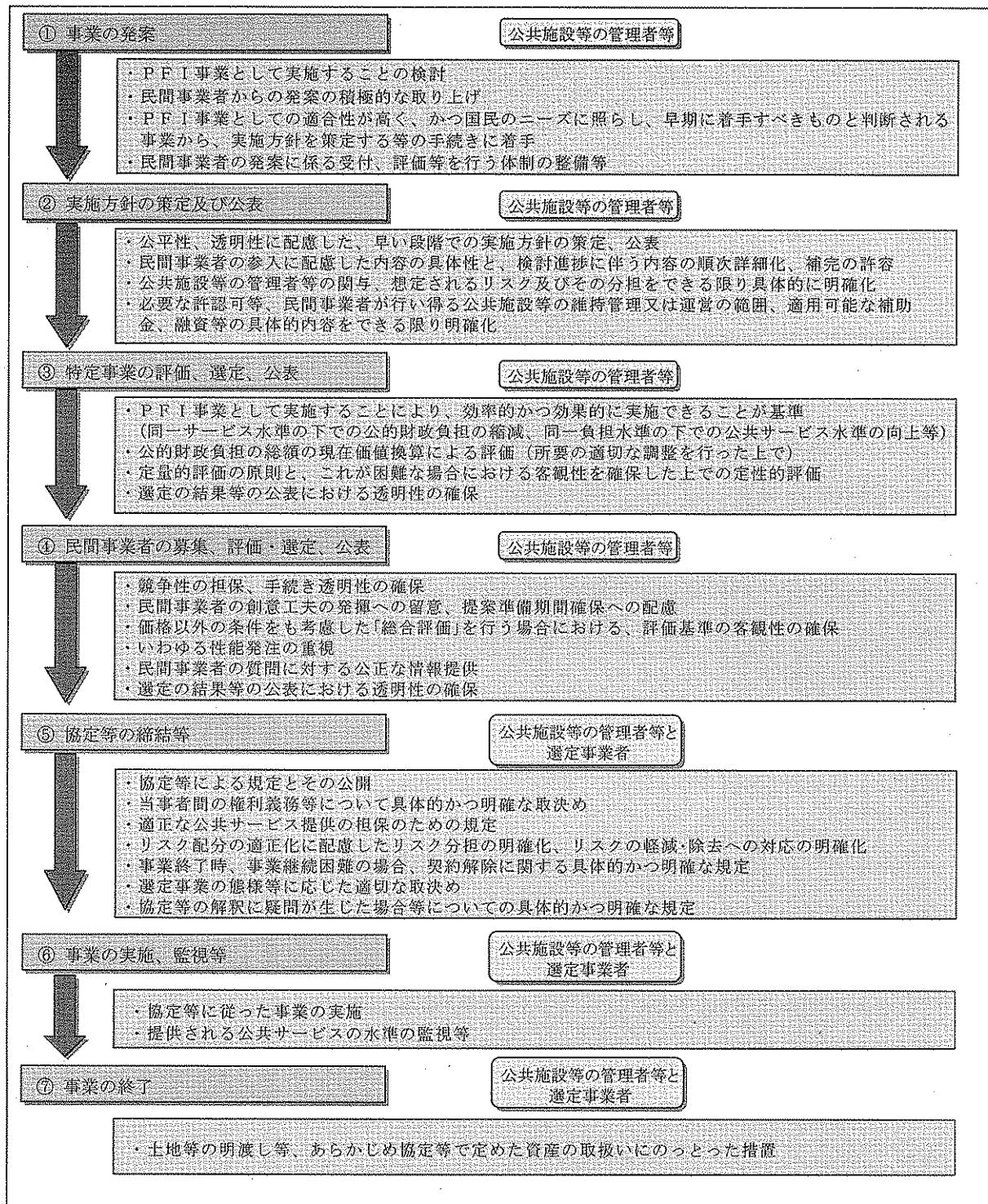


図14 PFI事業プロセスの概要

図14の①から⑦のプロセスのうち、「①事業の発案」及び「②実施方針の策定及び公表」は事業権契約と同等の法的拘束力を有するものではない。「②実施方針の策定及び公表」は、公共セクターがPFIにより整備・運営を検討している事業の概要を広く民間事業者等に知らせ、同時に民間事業者等からの意見を、事業条件として反映させることを主な目的としている。また、実施方針は、必要があれば複数回にわたり改訂等を行うことが可能である。

「②実施方針の策定及び公表」に続き、公共セクターはVFMの検証、PFI事業条件の詳細化等を行った上で、VFM達成が見込める等の結果の場合、公共セクターは当該事業を「特定事業」として選定することになる。この③以降、公共セクターは、PFI法に基づく事業として、正式に事業の実施に向けて行動することになる。すなわち「③特定事業の評価・選定、公表」は、PFI事業化プロセスにおいて、1つの重要な区切りになる。

「④民間事業者の募集、評価・選定、公表」では、入札関係書類として、募集要項、落札者決定基準、要求水準書、事業権契約書案等を民間事業者に提示することになる。この段階では、PFIのメリットの1つである当該事業における民間事業者の創意工夫を引き出すため十分な期間を確保する必要がある。また、確保した期間中で発注者である公共セクターの意図を民間事業者に対して理解してもらうため質疑応答を複数回行うこととなる。公共セクターは、性能発注の理念を理解し、民間事業者が提案を行うための条件の程度を考慮する必要がある。また、提案評価の際は、価格偏重型ではなく非価格要素の評価に配慮する必要がある。なお、入札関係書類等については、契約の一部を構成するものと考えられるため、契約と同等の法的拘束力を有することになる。

④の過程でPFI事業者となる民間事業者を選定した後、「⑤協定等の締結等」となる。ここでは、従来の「委託者である公共セクター」と「受託者である民間事業者」の委託・受託関係ではなく、当該事業に対して対等な関係による契約交渉となる。PFIの特徴である官民の適正なリスク分担の最終協議はこの段階となる。その他契約で定めておくべき事項は、事業終了時・事業継続困難時の契約解除に関する事項、協定等の解釈に疑問が生じた場合や不測のトラブルが発生した際の対処方法等が挙げられる。

このような事業化プロセスによりPFIは実施段階へと入ってく。PFIでは、設計、建設、運営、維持管理を事業権契約により一括でPFI事業者である民間事業者と契約することになる。

資料6 用語集

〈B〉

B O O 方式 (*Build-Own-Operate* ; 建設－所有－運営)

プロジェクト事業主体が自ら資金調達し、施設の建設・運営を行い、BOTのように公共体への施設の所有権移転を行わず、事業主体が施設を撤去または所有し続けるプロジェクト推進形態。

B O T 方式 (*Build-Operate-Transfer* ; 建設－運営－譲渡)

プロジェクト事業主体が自ら資金調達し、施設の建設・運営を行い、事業期間終了後に公共体に施設を譲渡するプロジェクト推進形態。

B T O 方式 (*Build-Transfer-Operate* ; 建設－譲渡－運営)

プロジェクト事業主体が自ら資金調達し、施設を建設した後、施設の所有権を当該公共体に引き渡すが、引き続き施設を運営するプロジェクト推進形態。

D B O 方式 (*Design-Build-Operate* ; 設計－建設－運営)

公共の資金調達により施設を建設し、民間事業者に設計・建設・運営を一体的に委ねる民間委託方式。施設の所有権は公共が保有するが、事業主体は民間事業者となる。

〈L〉

L C C (*Life Cycle Cost* ; ライフサイクル・コスト)

建物生涯費用。建物の企画・設計から施工、監理、維持管理、修繕、解体・撤去までの建物の生涯にかかる総費用。

PFI事業におけるLCCとは、民間事業者が事業を行った際の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値のことで、PSC（後段参照）という従来型公共事業の場合に係る総費用との比較で使われる。

〈P〉

P F I (*Private Finance Initiative*)

従来公共部門が提供していた公共サービスを民間主導で実施することにより、設計(Design)、建設(Build)、維持管理・運営(Operate)に民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

〈S〉

S P C (*Special Purpose Company* ; 特別目的会社)

ある特定の事業を実施する目的で設立された事業会社。特定のプロジェクトから生み

出される利益で事業を行うことにより、親会社の責任・信用から切り離すことができる。

PFIでは、PFI事業を目的とする新規事業会社を共同企業体（コンソーシアム）が出資して設立する場合が多い。

〈V〉

VFM (Value for Money)

VFM（バリュー・フォー・マネー）

とは、一般的には、「一定の支払い（公的財政負担）に対して最も価値の高いサービスを提供する」または「同等のサービスに対し最も低い支払いの財政負担で済む」という考え方で、PFIにおける最も重要な概念の一つである。

VFMは、従来方式での公共事業の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（PSC）と、PFI事業

として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（PFI事業のLCC）を比較することにより算出される。

VFMがある：PSC > PFI事業のLCC

VFMがない：PSC < PFI事業のLCC

PFI方式の採用によるVFMの達成は、従来の公共事業方式と較べ、①サービス水準が一定であれば公共の負担するコストが従来より低減すること、あるいは②コストが従来と同等であればサービス水準が向上すること、により検証される。

従来の公共事業方式に代わりPFI方式を採用するに当たっては、PFI方式によってVFMが向上することの検証が求められる。PFI事業を実施する民間事業者の選定においても、VFMは最も重要な選定要因となる。

〈か行〉

ガイドライン

政府や団体が指導方針として掲げる大まかな指針。

PFI事業に関しては、実施プロセス、リスク分担等、VFM、契約、モニタリングの計5つに関するガイドラインが内閣府より示されている。

起債

地方公共団体の借金である地方債を起こす（発行する）こと。

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会计年度を越えて行われるもの。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の財源をもって賄うことが原則とされており、地方債の発行に際しては、自治大臣または都道府県知事の許可が必要となっている。

※ 地方債許可制度については、地方分権推進計画に沿って、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って平成18年度から廃止し、地方公共団体は自治大臣または都道府県知事との協議を行うという仕組みに移行することとなっている。

公設公営方式

公共が施設を建設し、公共の直営により運営する方式。

公設民営方式

公共が施設を建設し、運営を民間に委託する方式。

交付税

地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するために、国から交付されるお金。地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2つに分類される。

PFI事業においても、従来の公設の場合と同様の交付税措置が講じられることが自治省より示されている（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（平成12年3月29日自治調第25号自治省財政局長通知）」参照）。

国庫補助金

国が地方公共団体に交付する国庫支出金の一つであり、国が地方公共団体に特定の事務事業の実施を奨励するなど、特別な必要があると認めるときなどに支出される。

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備費の国庫補助は、補助対象施設に該当するごみ処理施設について、補助対象事業の経費の一定額（現在は、補助対象事業費の1／4）が設置を行う地方公共団体などに対して交付される。

PFI事業においても、地方公共団体等が設置する場合と同等の補助が受けられる。

〈き行〉

サービス購入型

公共事業をPFI方式で進める場合の一形態。PFI事業者の提供するサービス（建設+運営）に対して、公共側が毎年、契約で定められた方式に従って料金を支払う方式。

事業化シミュレーション

事業期間中の事業収支について、既知のデータに基づいて数学的にモデルを作り、実験的に計算すること。

事業スキーム

事業やプロジェクトなど、様々な行動を起こす際に必要となってくる資金や組織間の調整などのマネジメントのことを示す。事業の枠組み。

社会資本整備

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設、いわゆる公共的便益を生産する固定資本である社会資本の維持と蓄積を推し進めること。社会資本は、道路・港湾・工業用地などの生産関連と、住宅・公園・上下水道・ごみ処理施設などの生活関連に大別される。

ジョイントベンチャー型

公共事業を PFI 方式で進める場合の一形態。建設・運営資金については、公共・民間企業で分担、または公共が全額負担し、事業運営リスクはすべて民間企業が負う方式。

〈た行〉

独立採算型

公共事業を PFI 方式で進める場合の一形態。民間事業者が公共施設を整備・運営して、利用者から徴収する料金収入によって、民間事業者が整備費用を回収し、公共からの補助なしで成立する事業。

〈な行〉

日本政策投資銀行

政府金融機関の一つ。一般金融機関を補完し、地域経済の自立的発展等をめざして長期資金の供給等を行う。特殊法人改革の一環として、日本開発銀行と北海道東北開発公庫を統合して 平成 11 年 10 月に発足した。

〈は行〉

平準化

物事の不均衡をなくし、公平な状態にすること。

財政負担の平準化とは、事業に対して支払う費用を事業期間全体で均一的に支払うこと。公共事業を民間資金等の活用による PFI 方式で行う場合、かかるコストに対する公共の支払が割賦等の長期で返済できるスキームがあり、PFI 方式のメリットとして注目されている。

〈ら行〉

リスク

リスクとは不確実性のことであり、事業に係わるリスクとは事業期間において生じる

可能性のある全ての不確実要素を指す。

PFI事業は、これらの事業遂行に関するリスクを、官民双方で適切に分担するという考え方に基づき遂行される。そのためには、リスクの所在を明確化（特定）し、個々のリスクについてはそれを最も効率的に管理できる主体が責任をもって負担する、という「最適なリスク分担」が必要となる。リスクの定量化は容易ではないが、可能な限り定量化し、VFMの評価においてコストとして調整されることが求められる。

リスクの所在の明確化と分担方法については、事前に契約の中で明確に規定されることが重要である。



古紙配合率100%再生紙を使用しています